

鳴門教育大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

平成27年3月9日

規程第 10 号

改正 平成28年7月4日規程第46号

平成29年3月8日規程第38号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動 先人たちが行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為をいう。

(2) 研究活動上の不正行為 本学の役職員、学生、これらの者以外で本学において研究に従事する者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者（以下「研究者等」という。）が、研究の立案・計画・申請・実施・報告又は審査の過程で行った、故意又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為及びこれらの行為の証拠隠滅又は立証妨害を行う行為をいう。

ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

エ ア、イ及びウに掲げる行為以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究によって生じたデータ、実験・観察記録ノート、実験試料・試薬等の研究資料等を研究が終了若しくは中止したとき又は研究に基づく論文等が公表されたときのいずれか遅い時期から、電子データ及び実験・観察ノートは10年間、その他の研究資料等は5年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。ただし、保管スペースの制約など止むを得な

い事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。

第2章 不正防止のための体制

(研究行動規範統括者)

第4条 本学に、研究者等の行動規範の遵守及び不正行為に対する措置等に関し統括するため、研究行動規範統括者（以下「規範統括者」という。）を置く。

2 規範統括者は、学長が指名する副学長（教育・研究担当）をもって充てる。

(研究倫理教育責任者)

第5条 本学に、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を確実に実施するため、研究倫理教育責任者を置く。

2 研究倫理教育責任者は、規範統括者が兼ねるものとする。

3 研究倫理教育責任者は、所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(委員会)

第6条 本学に、研究活動上の不正行為を防止し、研究活動上の不正行為に対処するため、研究行動規範委員会（以下「規範委員会」という。）を置く。

2 規範委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究行動規範統括者

(2) 教育研究評議会評議員のうち学長が指名する者 1名

(3) 経営企画部長

(4) 科学研究における行動規範について専門的知識を有する者 1名

(5) 科学研究について専門知識を有する者 1名

(6) 法律の知識を有する外部有識者 若干名

(7) その他学長が指名する者 若干名

3 前項第6号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第7条 前条第2項第2号及び第4号から第7号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第8条 規範委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、規範統括者をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、規範委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(規範委員会の任務)

第9条 規範委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

(1) 研究倫理についての研修・教育・啓発活動に関すること。

(2) 研究活動上の不正行為が生じた場合の調査及び裁定に関すること。

(3) その他適正な研究の実施及び研究活動上の不正行為防止のために必要な活動に関すること。

(議事)

第10条 規範委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第12条 研究活動上の不正行為に係る告発、相談又は情報提供等への迅速かつ適切な対応を行うため経営企画本部に不正行為告発窓口（以下「告発窓口」という。）を置く。

2 告発窓口に窓口責任者を置き、経営企画部長をもって充てる。

(告発の受付体制)

第13条 何人も研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者（以下「不正行為告発者」という。）は、告発窓口を通して規範統括者に対し、直接告発を行うことができる。

2 前項の告発は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談など自由に選択できるが、原則として、不正行為告発書（別記様式1号）により行う。

3 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様等、他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受け付けるものとする。

4 窓口責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、規範統括者と協議の上、これを受け付けることができる。

5 窓口責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、規範統括者に報告するものとする。

6 窓口責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて不正行為告発者（以下「告発者」という。）が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

7 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、学長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

第14条 告発者で、告発の是非や手続きについて疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、窓口責任者は、規範統括者に報告するものとする。

る。

- 4 前項の報告があったときは、規範統括者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(窓口責任者の義務)

第15条 告発の受付に当たっては、窓口責任者は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 窓口責任者は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 規範統括者は、窓口責任者及び告発の受付を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう、適切な措置を講じなければならない。
- 4 前3項の規定は、告発の相談について準用する。

(相談等を受けた者の責務)

第16条 職員が、職員の研究活動上の不正行為の疑惑に関する相談等を受けたときは、その職員は速やかに窓口責任者にこの旨を連絡するとともに当該相談等を受けた職員に対し、窓口責任者に直接相談を行うよう助言しなければならない。

第4章 関係者の取扱い

(個人情報の保護)

第17条 研究活動上の不正行為に係る業務に携わる者は、業務上知り得た個人情報を開示または提供してはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 学長は、正当な理由なく個人情報を開示した者(職員に限る。)に対し、就業規則に基づき懲戒処分等を行うことができる。
- 3 学長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 4 学長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 5 学長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第18条 学長は、相談、告発及び調査への協力をした告発者(職員に限る。)に対し、そのことを理由としてその者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を執らなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 学長は、相談、告発及び調査への協力をした告発者に対して不利益な取扱いや、嫌がらせ等を行った者(職員に限る。)がいた場合は、その者に対し、就業規則に基づき懲戒

処分等を行うことができる。

- 4 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第19条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 学長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者（職員に限る。）がいた場合は、その者に対し、就業規則に基づき懲戒処分等を行うことができる。
- 3 学長は、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第20条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

第21条 第13条第1項に基づく告発があった場合又は学長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、規範統括者は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3名で構成するものとし、規範統括者が規範委員会の議を経て指名する。ただし、告発者、被告発者と利害関係がある者は指名できない。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第22条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第23条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を規範委員会に報告する。

2 規範委員会は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。

3 規範委員会は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して速やかに本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

4 規範委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に速やかに通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

5 規範委員会は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第24条 規範委員会は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により不正行為調査委員会を設置する。

2 不正行為調査委員会は、委員の半数以上が本学に属さない外部有識者で構成され、全ての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 不正行為調査委員会の委員は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 規範委員会の委員長又はその指名した規範委員会の委員 2名

(2) 法律の知識を有する外部有識者 1名

(3) 被告発者の研究分野の研究者であって本学に属さない外部有識者 1名

(4) その他規範委員会の委員長が規範委員会の議を経て指名した有識者 若干名

4 不正行為調査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員のうち規範統括者が指名した者をもって充てる。

(本調査の通知)

第25条 規範委員会は、不正行為調査委員会を設置したときは、不正行為調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

(異議申立て)

第26条 前条の通知を受けた告発者又は被告発者は、不正行為調査委員会の構成に異議があるときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、異議申立書(別記様式第2号)により、学長に対して異議を申し立てることができる。

2 学長は、前項の異議申立書を受理したときは、規範委員会に対し、速やかに異議の内容の審査を行わせるものとする。

3 規範委員会は、異議申立ての内容を妥当と判断した場合は、当該異議申立てに係る委員又は委員長を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第27条 不正行為調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 不正行為調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。また、告発された事案の調査に当たっては、

告発者が了承したときを除き、被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。

- 3 不正行為調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 不正行為調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 不正行為調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、不正行為調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、不正行為調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第28条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動のほか、不正行為調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第29条 不正行為調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学以外の場合は、不正行為調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 不正行為調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第30条 不正行為調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第31条 不正行為調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前データ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第32条 不正行為調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第27条第5項の定める保障を与えなければならない。

(協力義務)

第33条 職員等は、予備調査委員会及び不正行為調査委員会が行う調査に協力しなければならない。

第6章 不正行為等の認定

(認定の手續)

第34条 不正行為調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割、その他必要な事項を認定するものとする。

2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して規範委員会に申し出て、その承認を得るものとする。

3 不正行為調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 不正行為調査委員会は、本条第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、規範委員会に報告しなければならない。

6 規範統括者は、前項の認定を学長に報告する。

(認定の方法)

第35条 不正行為調査委員会は、被告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 不正行為調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 不正行為調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素の不足により、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第36条 学長は、速やかに、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を告発者及び被告発者（被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第37条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、不服申立書（別記様式第3号）により、学長に対して不服を申立てることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。

3 学長は、前2項の不服申立書を受理したときは、規範委員会に対し、速やかに当該不服申立に係る審理を依頼する。

4 不服申立ての審査は、不正行為調査委員会が行う。規範委員会は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は不正行為調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、不正行為調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

5 前項に定める新たな調査委員は、第24条第2項及び第3項に準じて指名する。

6 不正行為調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、規範委員会に報告する。規範統括者から報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと規範委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

7 不正行為調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、規範委員会に報告する。規範統括者から報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

8 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して不服申立てがあった旨通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

（再調査）

第38条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を行う決定をした場合には、不正行為調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、不正行為調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、不正行為調査委員会は、直ちに規範委員会に報告する。規範統括者から報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

3 不正行為調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに規範委員会に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して規範委員会に申し出て、その承認を

得るものとする。

- 4 学長は、規範統括者からの前2項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第39条 学長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、不正行為調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、不正行為調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第40条 学長は、本調査を行うことを決定したときから不正行為調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 学長は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第41条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第42条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。

3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。
(措置の解除等)

第43条 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 学長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第44条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、就業規則その他関係諸規定に従って、処分を課すものとする。

2 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第45条 規範委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。

2 学長は、前項の勧告に基づき、関係部局に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。

3 学長は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して報告するものとする。

(事務)

第46条 この規程に係る事務は、関係部局等の協力を得て、経営企画部企画課において処理する。

(細則)

第47条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正行為の防止及び対応に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 鳴門教育大学研究行動規範委員会規程（平成19年規程第4号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年7月4日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。